

第 8 7 号議案

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 3 項の規定の適用については、第 4 条第 3 項中「1 0 0 分の 1 6 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 4 5」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

教育長の期末手当の支給に関する特例を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。